◆様式への記入方法 ◆

★申請書等の様式への記入方法や押印の取扱いは、次のとおりです。

分類	記入方法	押印の要否
記名でも可	印刷、ゴム印等で、氏名を記入してください。	不要
署名でも可	本人が手書きで、氏名を記入してください。	不要
署名又は記名押印	以下のいずれかの方法を選択 ① 署名：本人が手書きで、氏名を記入してください。 ② 記名押印：印刷、ゴム印等で氏名を記入のうえ、押印してください。	署名の場合は不要

◆留意点◆

＊原則押印不要としますが、一部意思確認を要する手続きについては押印義務を継続しますので、ご了承ください。
＊押印を廃止した申請書類等について、既に配布されている様式に押印欄があるものについては、押印を省略しても申請を受け付けます。
＊従来どおりの押印がある申請を妨げるものではありません。